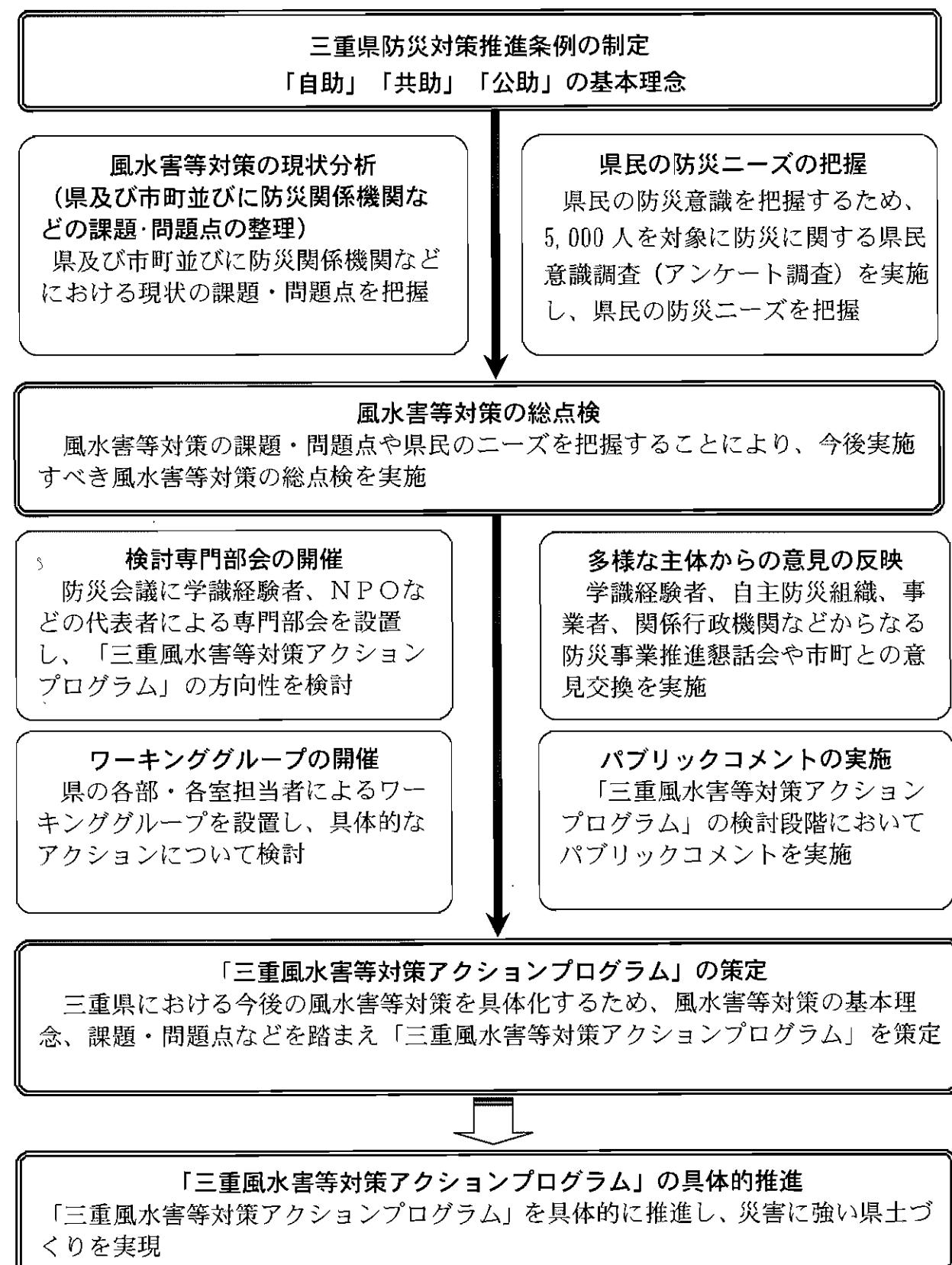
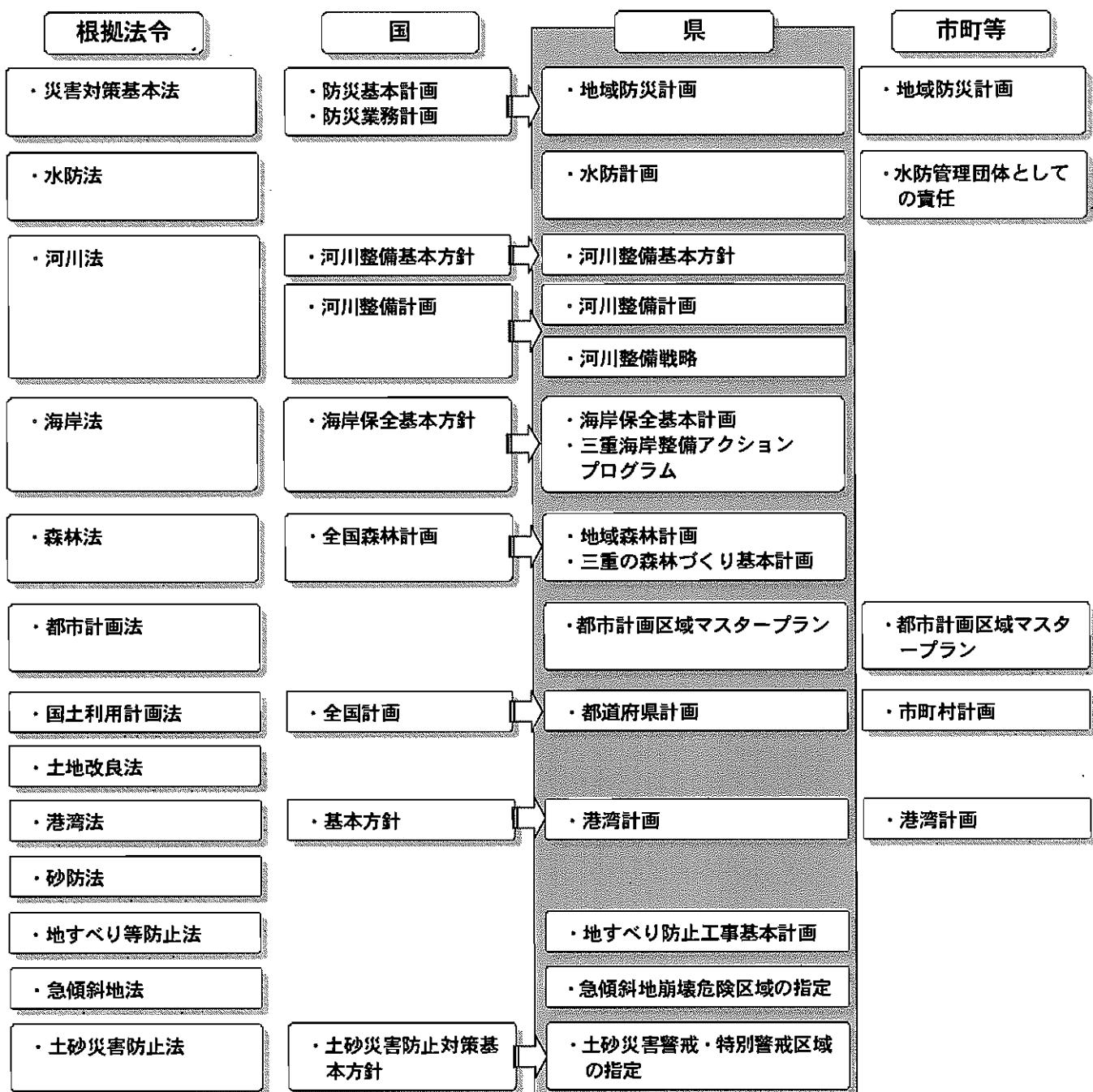


## 資料編

### 第1 三重風水害等対策アクションプログラムの検討の流れ



## 第2 三重風水害等対策アクションプログラムと諸計画の関係



### 「三重県防災対策推進条例」

- ・目的：防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い地域社会を実現
- ・基本理念：①「自助」「共助」「公助」による防災対策の実施  
②各主体の責務・役割を明確にし、連携を図りながら協力して実施

### 「三重風水害等対策アクションプログラム」

- ・風水害等に強い県土づくりを目的に、風水害等対策に関する施策を体系化した行動計画
- ・「三重県防災会議三重風水害等対策アクションプログラム検討専門部会」で検討し、三重県が策定
- ・「三重県防災対策会議」で進捗管理
- ・「文化力」を生かし「新しい時代の公」により進める風水害等対策
- ・ソフト対策とハード対策を併せた風水害等対策

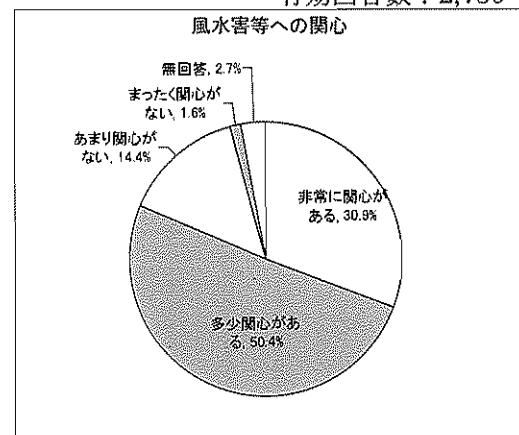
## 第3 風水害等対策についてのアンケート調査 (防災に関する県民意識調査)

### (1) 風水害等への関心について

問) あなたは、川の氾濫や高潮、土石流、がけ崩れ、地すべりなどの風水害に関心がありますか。  
(ひとつだけ○)

風水害等への関心について、関心がある人（「非常に関心がある」または「多少関心がある」と答えた人）の割合は 81.3%となっています。

有効回答数：2,730

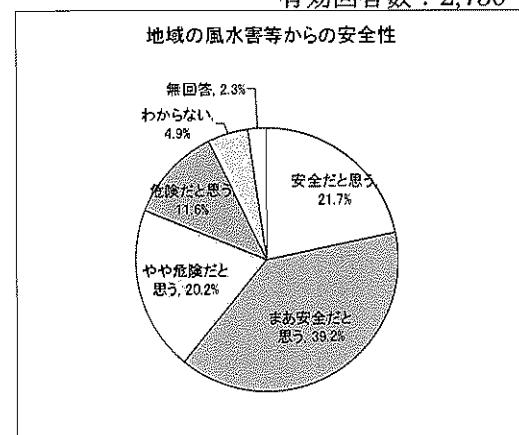


### (2) 地域の風水害等からの安全性について

問) あなたのお住まいの地域は、川の氾濫や高潮、土石流、がけ崩れ、地すべりなどの風水害に対して安全だと思いますか。 (ひとつだけ○)

住んでいる地域の風水害等からの安全性について、安全だと思う人（「安全だと思う」または「まあ安全だと思う」と答えた人）の割合は 60.9%となっています。

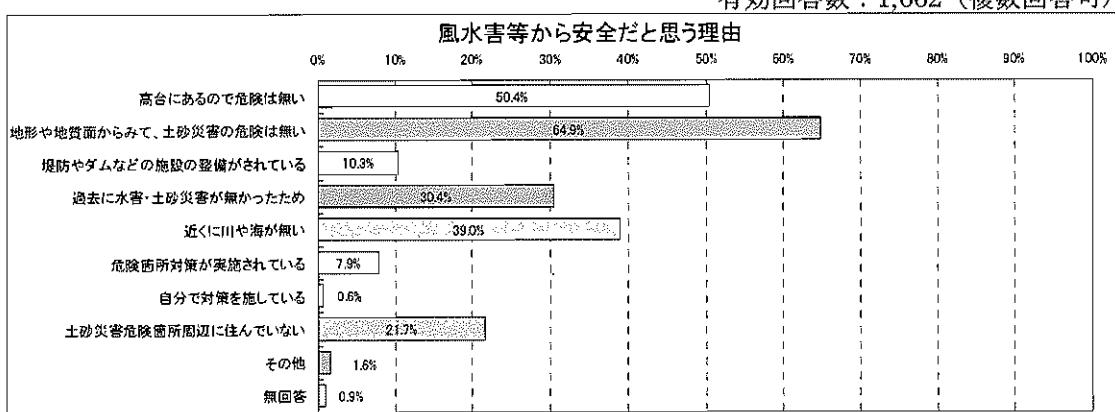
有効回答数：2,730



問) 「1.安全だと思う」「2.まあ安全だと思う」と回答された方にお尋ねします。安全だと思うのは、どのような理由からですか。 (いくつでも○)

安全だと思う理由について、「現在住んでいるところは地形や地質面からみて、土砂災害の危険は無いから」（64.9%）と答えた人の割合が高くなっています。次いで「現在住んでいる土地は高台にあるので、水害の危険は無いから」（50.4%）、「近くに川や海が無く、水害の危険性は無いから」（39.0%）の順に割合が高くなっています。

有効回答数：1,662（複数回答可）

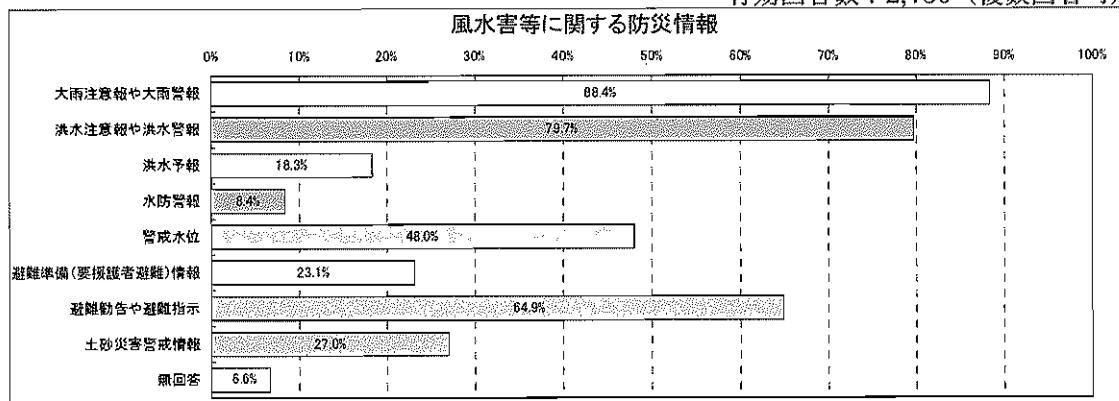


### (3) 風水害等に関する防災情報について

問) 水害や土砂災害等の風水害が発生する危険性が高くなったときに出る防災情報のうち、あなたが既にご存知の情報はありますか。 (いくつでも○)

風水害等が発生する危険性が高まったときに出る防災情報について、「大雨注意報や大雨警報」(88.4%)を知っている人の割合が高くなっています。次いで「洪水注意報や洪水警報」(79.7%)、「警戒水位」(48.0%)、「避難準備(要援護者避難)情報」(23.1%)、「避難勧告や避難指示」(64.9%)の順に割合が高くなっています。

有効回答数：2,730 (複数回答可)

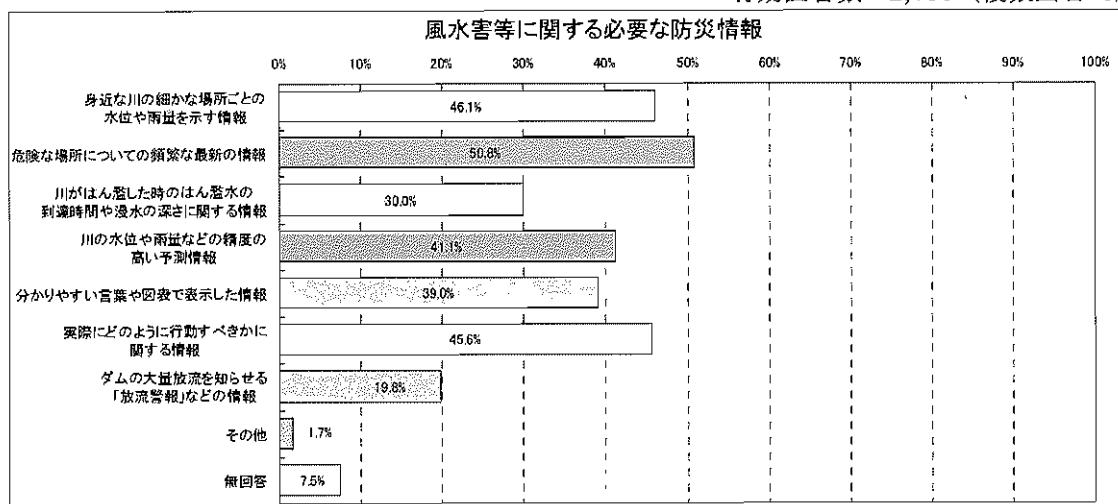


### (4) 風水害等に関する必要な情報について

問) 水害や土砂災害等の風水害が発生する可能性がある時の情報として、必要と思うものは何ですか。 (いくつでも○)

風水害等が発生する可能性がある時に必要な情報について、「危険な場所についての頻繁な最新の情報」(50.8%)を必要とする人の割合が高くなっています。次いで「身近な川の細かな場所ごとの水位や雨量を示す情報」(46.1%)、「実際にどのように行動すべきかに関する情報」(45.6%)の順に割合が高くなっています。

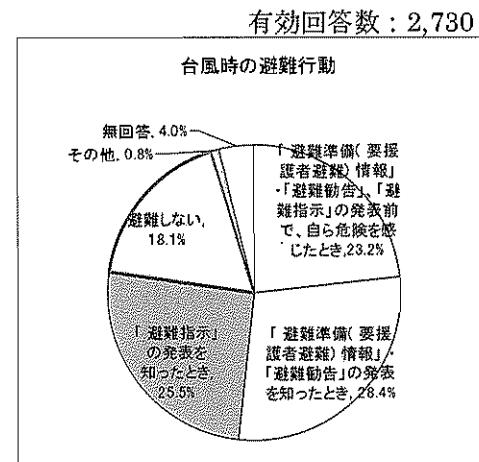
有効回答数：2,730 (複数回答可)



## (5) 台風時等の避難行動について

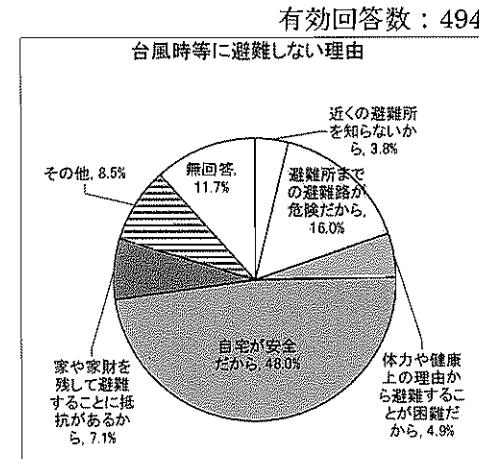
問) あなたは、台風時等に次のどの段階で避難しますか。 (ひとつだけ○)

台風時等にどの段階で避難するかについて、「『避難準備（要援護者避難）情報』・『避難勧告』の発表を知ったとき」(28.4%)に避難する人の割合が高くなっています。次いで「『避難指示』の発表を知ったとき」(25.5%)、「『避難準備（要援護者避難）情報』・『避難勧告』、『避難指示』の発表前で自ら危険を感じたとき」(23.2%)の順に割合が高くなっています。



問) 「4.避難しない」と回答された方にお尋ねします。あなたが台風時等に避難しない理由として最もあてはまるものは次のうちどれですか。  
(ひとつだけ○)

また、台風時などに（どの段階でも）避難しない理由として、「自宅が安全だから」(48.0%)と答えた人の割合が約半分を占め、次いで「避難所までの避難路が危険だから」(16.0%)、「家や家財を残して避難することに抵抗があるから」(7.1%)の順に割合が高くなっています。



## (6) 防災対策における住民と行政の役割分担について

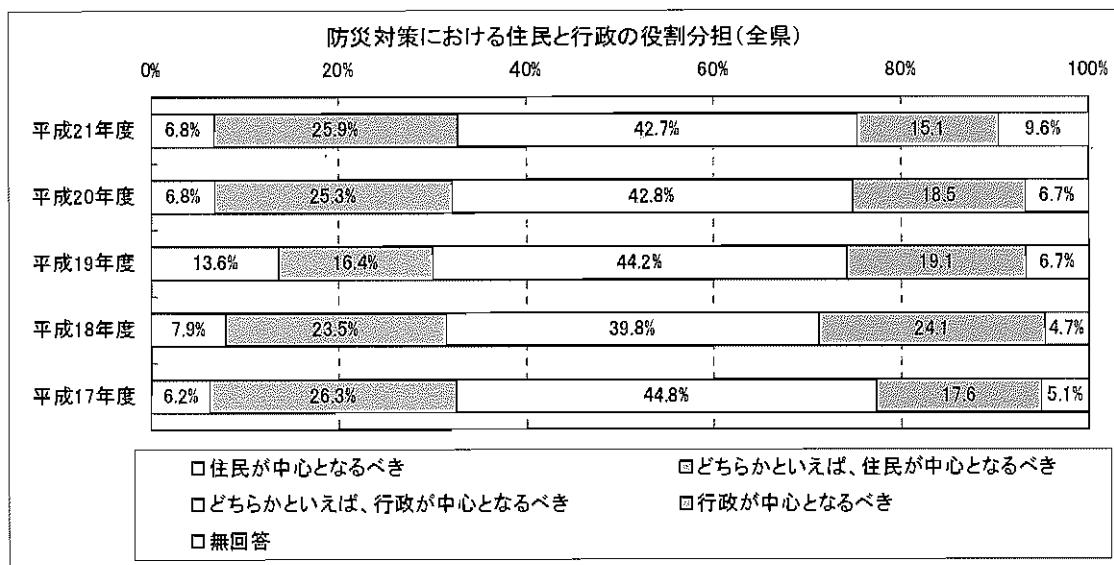
問) あなたは、防災対策における住民と行政の役割分担について、次のどの考えに近いですか。  
(ひとつだけ○)

防災対策における住民と行政の役割分担について、防災対策は住民が中心となるべきと考える人（「住民が中心となるべき」または「どちらかといえば住民が中心となるべき」と答えた人）の割合は32.7%となっており、平成20年度と比較して、0.6ポイント増加しています。

また、行政が中心となるべきと考える人（「どちらかといえば行政が中心となるべき」または「行政が中心となるべき」と答えた人）の割合（57.8%）は、平成20年度と比較して3.5ポイント減少しています。

**住民と行政の役割分担**

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
住民が中心となるべき	6.2%	7.9%	13.6%	6.8%	6.8%
どちらかといえば、住民が中心となるべき	26.3%	23.5%	16.4%	25.3%	25.9%
どちらかといえば、行政が中心となるべき	44.8%	39.8%	44.2%	42.8%	42.7%
行政が中心となるべき	17.6%	24.1%	19.1%	18.5%	15.1%
無回答	5.1%	4.7%	6.7%	6.7%	9.6%
有効回答数	1,369	2,763	2,817	2,806	2,730



\* 平成21年度は、本設問内で地震対策から防災対策に表現を変更しています

※ 出典：「平成21年度 防災に関する県民意識調査 三重県」

## 第4 進行管理シート

### 三重風水害等対策アクションプログラム進行管理シート

#### ■アクションごとの進行管理シート

施策目標					進行管理データ区分	
施策の柱					単年	
施策項目					累積・定性的	
主担当部局						
担当者						
担当者						
関連部局						
アクション		県の取組内容		目標項目	現状値	目標値
年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	評価
事業名						
事業費						
計画						
着手						
協議調整						
結果課題						
進捗率	実績					
	累積					
備考（達成度検証時の協議事項等）						

## ■アクションごとの進行管理シート（記載例1）

施策目標	I	防災文化の醸成			進行管理データ区分					
施策の柱	3	地域防災力の向上			通年					
施策項目	(4)	地域防災活動の充実			(累積)・定性的					
主担当部局	防災危機管理部									
担当者										
担当者										
関連部局	なし									
アクション	県の取組内容			目標項目	現状値	目標値	目標増分			
①自主防災組織リーダー等の人材育成	研修を実施する市町の研修を促進する			受講者数	8,800人	13,800人	5,800人			
年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		評価			
事業名	自主防災組織活性化促進事業	自主防災組織活性化促進事業	自主防災組織活性化促進事業	自主防災組織活性化促進事業	自主防災組織活性化促進事業					
事業費	1,332千円	1,332千円	1,332千円	1,332千円	1,332千円					
計画	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施する (合計:1,000人)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施する (合計:1,000人)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施する (合計:1,000人)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施する (合計:1,000人)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施する (合計:1,000人)					
着手	各県民センターにおいて、地域の特性に応じた講座内容で研修した。	各県民センターにおいて、地域の特性に応じた講座内容で研修した。	各県民センターにおいて、地域の特性に応じた講座内容で研修した。	各県民センターにおいて、地域の特性に応じた講座内容で研修した。	各県民センターにおいて、地域の特性に応じた講座内容で研修した。					
協議調整										
結果課題	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施した。 (1,500人が参加)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施した。 (1,200人が参加)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施した。 (1,000人が参加)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施した。 (1,000人が参加)	9県民センターで地域防災教育センター研修を実施した。 (1,100人が参加)					
目標達成度	実績	1,500人	1,200人	1,000人	1,000人	1,100人	5,800人			
	累積	30%	54%	74%	94%	116%	116%			
備考（達成度検証時の協議事項等）										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間で、目標達成度は100%を超えたため、目標は達成したといえる。</li> <li>・今後も気象条件や地理的条件を踏まえた、地域特性を考慮した研修内容を検討する必要がある。</li> </ul>										

\* 記載例であるため、数値などについては実際のものとは異なります

## ■アクションごとの進行管理シート（記載例2）

施策目標	I	防災文化の醸成			進行管理データ区分								
施策の柱	2	地域を守る人づくり			単年								
施策項目	(3)	防災に関する人材の育成			累積・定性的								
主担当部局	防災危機管理部												
担当者													
担当者													
関連部局	なし												
アクション	県の取組内容		目標項目	現状値	目標値	目標増分							
③防災コーディネーターの研修	フォローアップ研修を実施する。		研修回数	1回/年	2回/年	-							
年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	評価							
事業名													
事業費													
計画	研修者の対象人数、研修内容等について整理し、開催日程等の具体的な実施計画案を作成する。	同左	同左	同左	同左								
着手	9月に1回実施した。昨年度の実施月に加え、1月も実施し、計2回実施できた。	昨年度と同様に、9月・1月の計2回実施した。	昨年度と同様に、9月・1月の計2回実施した。	9月に1回実施した。									
協議調整	年に1回しか実施できなかった。	年に2回実施できたものの、受講人が共に少なかったため、事前案内等の広報方法を検討する。	受講者へのアンケート等により、防災に関する話題・動向を反映する等、研修内容の更新が必要と考えられる。	受講数が固定化しているため、事前案内の広報活動を検討すると共に、受講者の意識レベルの向上を促す方法も検討する。	受講者の人数調整の結果、1回しか実施できなかった。								
結果課題	次年度は、年に2回実施する。	開催案内を徹底して、次年度も継続して実施する。	研修会受講への啓発について検討が必要である。	研修会受講への啓発について検討が必要である。	次年度以降も継続して、必要な回数を実施できるよう、継続教育の方針について検討する。								
進捗率	実績	1回	2回	2回	2回	1回	8回						
	累積	10.0%	30.0%	50.0%	70.0%	80.0%	80.0%						
備考（達成度検証時の協議事項等）													
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間の半分以上は目標値を達成できたが、一部で達成できなかった年もあり、通年での達成度は80.0%であった。</li> <li>今後、研修の広報活動を徹底するとともに、研修内容について更新や改訂を踏まえ継続していくことが必要であると考えられる。</li> </ul>													

\* 記載例であるため、数値などについては実際のものとは異なります

## 第5 用語解説集

用語	説明
自助（県民の役割）	「自らの身の安全は自ら守る」考え方に基づき、県民一人ひとりが自分の命や生活を守るために活動をいいます。この自助の中には、県民個人のみではなく、各組織が自分の組織を守るために活動も含みます。
共助（地域の役割）	「自らの地域は皆で守る」の考え方に基づき、県民一人ひとりが隣人などと協力して地域を守る活動をいいます。また、自治組織や民間組織が、県民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も共助に含まれます。
公助（行政の役割）	行政が実施主体となる風水害等対策で、風水害等に強い県土づくりを実現する取組をいいます。

用語	説明
新しい時代の公	公（公共領域）の活動に、多様な主体（県民一人ひとり・行政・NPO・地域団体・企業）が参画し、みんなで支える社会のあり方、およびその形成に向けた諸活動のことをいいます。
一級河川	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう）で国土交通大臣が指定したものです。
美し国おこし・三重さきもり塾	三重県における防災・減災活動を推進するために、三重大学が三重県の協力のもとに、防災・減災のための各種計画やマネジメントについて教育、研究する塾であり、防災・減災活動の人材育成講座を開講しています。
M-GIS (エム・ジー・アイ・エス)	三重県が開発した地域情報化、産業支援、地域活性化などのための地図を利用したアプリケーションソフトです。
海岸整備率	海岸保全施設整備の必要延長のうち整備済み延長の割合をいいます。
海岸法	津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として制定された法律です。
海岸保全基本計画	海岸法第2条の3に基づき、都道府県が海岸保全基本方針に基づき、地域の意見などを反映して沿岸ごとに整合のとれた海岸の保全を実施するための計画です。
海岸保全基本方針	海岸法第2条の2に基づき、防護、環境及び利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、国が示した海岸の保全に関する基本的な方針です。

用語	説明
河川整備基本方針	河川法第16条に基づき、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持について基本となるべき事項を定めたものです。
河川整備計画	河川法第16条の2に基づき、河川整備基本方針に沿った当面(今後20年から30年)の河川整備の具体的な内容を定め、河川整備の計画的な実施の基本となるものです。ここで言う河川の整備とは、具体的な工事の内容だけでなく、普段の治水・利水・環境の維持管理やソフト施策を含めたものです。
河川整備率	県管理河川において、要改修延長(山間狭窄部を除いて水田、人家連担地区などの背後地に守るべきものがある河川延長)に対する整備済延長(概ね5年から10年に1回起こりうる降雨(60mm/h)により発生する洪水に対応している河川改修整備済延長)の割合です。
河川法	河川について、洪水、高潮などによる災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。
企業防災力診断	三重県内の主要な事業所について、現状の防災力を調査し、防災対応力の強み・弱みを把握して、それぞれの事業所における「自助」「共助」を促進するとともに、「公助」としての今後の防災対策の方向性を明らかにし、地域防災力の向上を図ることを目的に実施しています。
帰宅支援ステーション	人の移動が広域化している中で大規模災害時に交通が途絶した際の徒歩帰宅者を支援するため、コンビニエンスストア、外食事業者などと、支援協定の締結を進めており、この協定に基づいて、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」「トイレ」「道路情報」などの情報の提供をしていただける店舗のことです。
急傾斜地法	正式な法律名は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」です。急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じることを目的として制定された法律です。
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地崩壊防止施設の設置を行うことによって土砂災害から生命を守ることを目的として行う事業です。

用語	説明
緊急消防援助隊	日本における全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊です。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行います。
県民しあわせプラン	おおむね 10 年先を見据えた県政のめざすべき将来像とその実現に向けた道筋を示した県の総合計画で、平成 16 年 3 月に策定しました。3 つのテーマ（元気、くらしの安全・安心、絆）ごとに、めざすべき社会像を掲げています。
広域緊急援助隊	国内で自然災害や大規模な事故が発生した際に、被災地での救出・避難誘導、情報収集、緊急交通路確保、治安維持警備などの援助を行うために、全国すべての都道府県警察に設置されている災害対策専門部隊のことです。
港湾計画	港湾法第 3 条の 3 に基づき、重要港湾の港湾管理者が、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する事項を定めた計画です。
港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針	港湾法第 3 条の 2 に基づき、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針です。
港湾法	環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、保全することを目的として制定された法律です。
国土利用計画 (市町村計画)	国土利用計画法第 8 条に基づき、市町村が当該区域における国土の利用に関する基本的な事項を定めた計画です。
国土利用計画 (全国計画)	国土利用計画法第 5 条に基づき、国が国土の利用に関する基本的な事項を定めた計画です。
国土利用計画 (都道府県計画)	国土利用計画法第 7 条に基づき、都道府県が当該区域における国土の利用に関する基本的な事項を定めた計画です。
国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要事項を定め、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的として制定された法律です。
孤立地区	自然災害が発生した場合、地形条件などから交通や通信が寸断されるおそれのある地域のことで、三重県が平成 18 年度に実施した調査では、三重県内に 302 箇所の孤立地区があります。

用語	説明
災害時（相互）応援協定	大規模な災害が発生した場合などの人的・物的な支援について、地方自治体が他の自治体や防災関係機関などと締結する協定をいいます。地方自治体間で結ばれる協定の多くは、相互応援協定として締結されます。
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの命を守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとる際に支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦や地域に不案内な観光客などが挙げられます。
災害廃棄物	地震や洪水などで建築物が倒壊、焼失するなどにより発生したがれき類、木くず、コンクリート塊などのことです。大規模な災害の場合、市町だけでは対応しきれないケースが考えられるため、三重県では廃棄物関連の業界団体などと協定を結び、互いに連携しながら迅速で適正な災害廃棄物処理が行われるように取り組んでいます。
再度災害防止事業進捗率	平成16年に被災した災害のうち、赤羽川、宮川、三戸川において治水効果を高め再度災害を防止し予想される異常気象に備えるために実施する河川改修の進捗率です。
砂防法	豪雨などによる山崩れ、河床の浸食などの現象に伴う不安定土砂の発生やその流出による土砂災害を防止することにより望ましい環境の確保と河川の治水上、利水上の機能の保全を図ることを目的として制定された法律です。
J-ALERT (ジェイ・アラート)	全国瞬時警報システムの通称であり、国による情報覚知から住民への伝達まで、時間的なロスを最小限にすることができるシステムのことです。津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国（消防庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することができます。
事業継続計画(BCP[ビーシーピー])	事業者が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを定めた計画を事業継続計画（Business Continuity Plan=BCP）といいます。

用語	説明
自主防災組織	地域住民が自主的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織をいいます。大規模な風水害等が発生した場合などは、各自がばらばらに行動しても効果は少なく、むしろ混乱が増幅するおそれもあります。被害を最小限に留め、少しでも早く立ち直るためにには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を担います。
自主防災組織訓練等実施率	自主防災組織の内、1年間に訓練や研修を実施した自主防災組織の割合のことをいいます。
自主防災組織リーダー	自主防災組織の活動が効果的に実践されるために必要な企画や調整などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人をいいます。このため、防災知識や技術を身につけ、住民と力を合わせて、平常時には地域の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災資機材の整備・点検、防災上問題のある箇所の把握・改善、災害時要援護者の把握、防災訓練などを行い、また、災害時には、地域住民の安全を確保し、被害を最小限に抑えるために、自ら率先して行動するとともに、効果的な防災活動が展開されるよう、自主防災組織を指導することが求められます。
地すべり等防止法	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止することを目的として制定された法律です。 ※ぼた山とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であり、地すべり防止法施行の際に現存していたもの。
地すべり防止工事基本計画	地すべり等防止法第9条に基づく、地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関して定められる基本計画です。
次世代衛星可搬局	建物などに設置せず、簡単に運搬・設置が可能な次世代衛星系防災行政無線のこと、通信途絶地域で通信を確保したり、災害対策本部へ災害現場映像を伝送することなどが可能です。
次世代衛星系防災行政無線	地域衛星通信ネットワーク（消防庁や全国都道府県・市町村などが加入する衛星通信回線）を利用して、電話・FAXのほか、多チャンネル映像伝送・IPデータ伝送などが可能なシステムです。三重県では、平成5年度から電話・FAXを主力とする第一世代システムを運用していますが、機器の老朽化や災害情報の多様化・大容量化に対応するため、更新・次世代化が必要となっています。

用語	説明
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に規定する国の行政機関のうち、内閣総理大臣が指定する機関をいいます。現在、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省がこれにあたります。
指定公共機関	災害対策基本法第2条第5号に規定する独立行政法人、公共的機関、公営的事業を営む法人のうち、内閣総理大臣が指定する法人をいいます。日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会などがこれにあたります。
指定地方行政機関	災害対策基本法第2条第4号に規定する指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方機関で、内閣総理大臣が指定するものです。指定行政機関の出先機関の中で、地方の防災行政上重要な役割を有する機関です。三重県においては、津地方気象台、中部地方整備局などがこれにあたります。
指定地方公共機関	公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人で、都道府県知事が防災と密接な関係があると認めて指定する法人です。三重県では、三重県医師会、三重県トラック協会、三重県バス協会などがこれにあたります。
JAXA (ジャクサ)	独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (Japan Aerospace Exploration Agency) の略称で、航空宇宙開発を行う研究・開発機関です。その事業は宇宙に関わる全般となっており、ロケット・輸送システム、人工衛星、さらには国際宇宙ステーションや宇宙飛行士のプロジェクトなども行っています。
重要水防箇所	現在の堤防の状況、過去の漏水実績などから、水防上重要な箇所としてあらかじめ定めているものです。
浸水想定区域図	洪水により河川がはん濫した場合に、浸水が予想される区域とその区域内の浸水の深さなどの情報を示した地図です。
森林づくり基本計画	「三重の森林づくり条例」を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定された計画です。
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図ることを目的として制定された法律です。

用語	説明
水防計画	水防法第7条及び第32条に基づき作成するものであり、水防に関する事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項をまとめた計画です。
水防警報	国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川、湖沼、または海岸において、洪水や高潮により重大な損害が生じるおそれがある場合に、国土交通大臣または都道府県知事が、水防管理団体の水防活動に指針を与えるために発表します。「準備」「出動」「解除」「情報」などの種類があり、個別の河川ごとに、水位状況などに応じて発表されます。
水防法	洪水または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として制定された法律です。
図上訓練	実技の体得を目的とする訓練の対極に位置づけられ、主に情報に基づき、災害イメージの習得や災害時の状況予測や判断、意思決定能力の向上を図るもので、机上訓練の総称をいいます。訓練対象者の特性やレベルに応じて訓練方法が分化されてきており、演習時に紙面だけでなくコンピュータや各種の情報ツールを使用した演習が開発されています。
全国森林計画	森林法第4条に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期として立てる計画であり、森林の整備・保全に対する国的基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにするものです。
大規模災害関連情報ポータルサイト	大規模な自然災害などが発生した場合、「防災みえ.jp」で扱わないボランティア情報・義援金情報・各種相談窓口情報などの生活関連情報などについて、県民及び報道機関への情報提供を円滑に行うため、三重県ホームページ上へ必要に応じて開設して生活情報を一元的に管理するウェブサイトのことです。
第2次三重地震対策アクションプログラム	三重県地域防災計画の実効性を高め、地震災害に強い県土づくりを推進するため、平成14年度から18年度の計画に引き続き、平成19年度から22年度に県が実施する地震防災施策を体系化した行動計画のことです。
タウンウォッキング	歩きながらまちの魅力や課題を発見する手法のことです。景観や防災、安全性などのテーマを設けて実際に地域を歩くことで、普段は気がつかない発見をできることが期待できます。
たん水防止安全度	たん水防除事業による浸水被害防止安全度（整備率）を言います。

用語	説明
たん水防除事業	立地条件などの変化によりたん水被害を生ずるおそれのある地域において、排水機場、樋門、排水路などの新設及び改修を行い、農地・農業用施設・宅地・道路などのたん水被害を未然に防止する事業です。
地域森林計画	森林法第5条に基づき、都道府県知事が、全国森林計画に即して、5年ごとに10年を1期として立てる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標などを明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。
地域防災計画 (市町村)	災害対策基本法第42条に基づき、住民の生命、財産を災害から守るためにとるべき災害対策を規定するために、市町村が策定する防災計画をいい、都道府県の策定した地域防災計画に抵触しないよう策定することが規定されています。災害発生前の「災害予防」、災害発生直前から災害発生後早い時期までの「災害応急対策」、災害発生後の「災害復旧」の3つの時期について計画を策定しています。
地域防災計画 (都道府県)	災害対策基本法第40条に基づき、住民の生命、財産を災害から守るためにとるべき災害対策を規定するために、都道府県が策定する防災計画をいい、国の策定した防災基本計画に抵触しないよう策定することが規定されています。災害発生前の「災害予防」、災害発生直前から災害発生後早い時期までの「災害応急対策」、災害発生後の「災害復旧」の3つの時期について計画を策定しています。
地域防災ネットワーク	地域が主体となった「知る」「備える」「行動する」という防災活動が一層活発になるよう、多様な主体が防災ネットワークを構築し、地域の特性を踏まえつつも、市町の枠を越えた広域的な取組による展開をしていく仕組みづくりです。三重県内に既に構築された5地域（三河・伊勢志摩・東紀州、松阪、伊賀）の他にも、地域に応じた取組を進めるとともに、県内各地で多様な主体による防災への取組が自発的に機能し、自助・共助による防災活動が展開され、県全体で地域防災力が向上されるよう働きかけていくこととしています。
地形等灾害関連情報	災害発生現象に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害などの災害に関連することについての情報をいいます。

用語	説明
DMAT (ディーマット)	米国における災害時の医療班派遣システムの一つ (Disaster Medical Assistant Team=DMAT) をいいます。日本では、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームがあります。医療の需要が拡大する一方、病院の被災・ライフラインの途絶・医療従事者の確保の困難が想定される被災地に迅速に駆けつけて病院支援や救急治療を行い、傷病者を他府県へ搬送するなどの活動を担うことによって、被災者の死亡や後遺症が減少することが期待されています。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要事項を定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定された法律です。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づき、当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画です。（市町村マスタープランともいう。）
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域です。当該地域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を整備すべき区域をいいます。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告などを命令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報をいいます。
土砂災害情報共有率	土砂災害危険箇所における土砂災害に関する情報を住民と行政が共有できた割合をいいます。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域内で、著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。この区域内では、一定の開発行為の制限や、居室を有する建築物の構造の規制がなされます。
土砂災害防止対策基本方針	土砂災害防止法第3条に基づき、国が土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示したものです。
土砂災害防止法	正式な法律名は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進などのソフト対策などを推進しようとする目的として制定された法律です。

用語	説明
土砂災害保全率	土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家戸数の割合です。
土地改良法	農業生産基盤の整備・開発を図るため、農地の改良・開発・保全・集団化に関する事項について定めた法律です。
二級河川	一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものです。
農村灾害ボランティア	三重県農水商工部農業基盤室、三重県土地改良事業団体連合会、三重大学、及び登録したボランティア（隊員）で構成し、県民の財産である農地や農業用施設に災害が生じた場合、地方公共団体などの行う災害査定事前準備作業に関して、地方公共団体の依頼により無償で協力し、活動を行うことにより速やかな復旧作業を促進し、もって県民の福祉を回復することを目的とします。
ハザードマップ	災害（地震・水害・津波・土砂災害など）の危険度を予測して地図上に表したもので、住民の避難時の活用や災害学習などの目的に応じて利用されます。
避難勧告などの判断・伝達マニュアル	市町村が、避難準備情報、避難勧告、避難指示などの発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告などを発令するべきかなどの判断基準（具体的な考え方）について取りまとめたマニュアルです。
避難勧告・避難指示	災害対策基本法第60条では、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市町村長が、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示することができる」と定められています。拘束するものではありません。居住者などがその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為が「避難勧告」です。これに対し「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ「避難勧告」よりも拘束力が強く、居住者などを避難のために立退かせるためのものです。
避難準備（要援護者避難）情報	災害により人的被害が発生する可能性がある場合に、避難に時間を要する災害時要援護者を早期に避難させるため、市町村が避難勧告や避難指示に先だって発令するものです。

用語	説明
避難判断水位 (特別警戒水位)	河川がはん濫する可能性がある場合に、市町村や住民が避難判断の参考となる水位です。
風水害等	「三重風水害等対策アクションプログラム」では、災害対策基本法第2条第1号の規定による「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象」のうち、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、がけ崩れにより生ずる被害をいいます。
文化力	三重県では、「文化」を「生活の質を高めるための人々のさまざまな活動及びその成果」と広く定義したうえで、「文化の持つ人や地域を元気にし、暮らしをより良くしていく力、及び人や地域が持っている人々を引きつけ魅了する力」を「文化力」ととらえています。
防災基本計画	災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画であり、我が国を災害から保護する行政上最も重要な施策の基本となります。
防災業務計画	災害対策基本法第36条に基づき、各指定行政機関の長が、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し作成する防災対策に関する計画であり、「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧」について記述しています。
(三重県) 防災情報システム	災害時に三重県災害対策本部、地方部、市町災害対策本部、防災関係機関などにおいてリアルタイムに情報共有を行うため、三重県内の被害情報、避難情報などの報告・閲覧・集計機能を有したシステムです。
防災ボランティアコーディネーター	駆けつけたボランティアの善意が有効に活かされるよう、被災地のニーズと行政・諸団体との連携を調整（コーディネート）する人をいいます。また、平常時には地域住民や地域の減災と防災力向上のための啓発活動を行うことが期待されています。
防災マップ	大規模地震や河川のはん濫などの自然災害が発生した場合に、県民が自主的かつ迅速に避難するため、避難路、避難場所、医療機関など必要な情報を地図上に分かりやすく加工して示したものです。
防災みえ.jp	三重県の防災に関するホームページの通称で、防災に関する情報を公開しています。また、気象情報などの防災情報をメール配信する仕組みも備えています。

用語	説明
三重県ウェブアクセシビリティガイドライン	ホームページなどを利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページなどで提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できるようにすることを目的に三重県が作成したガイドラインのことです。
三重県海岸整備アクションプログラム	今後の海岸の整備計画として海岸毎に策定された基本的な考え方に基づき災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の保全と整備及び適切な利用を図ることや生活者起点での海岸整備の取り組みを推進することを目的とし、県下の地域海岸を分類して、それぞれの海岸を防御の優先度の高い海岸から今後およそ10年間に事業着手検討を行う海岸を選定するものです。（平成14年度策定、平成19年度見直し）
三重県河川整備戦略	安全安心の県土づくりを目指す治水対策を重点課題として位置づけ、平成19年から33年の15年間に整備する河川を重要度、緊急性などにより選定し、限られた予算の中で効率的、効果的に河川整備を進めるための中長期計画です。
三重県救難対策航空連絡会	三重県内及び三重県の沿岸水域における航空機を活用した事故に際し、活動現場において相互に緊密な連絡体制を確立し、捜索又は救難活動の円滑な協力を図ることを目的として設置されています。中部空港海上保安航空基地（以下「中部空港基地」という。）、三重県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）及び三重県警察航空隊（以下「警察航空隊」という。）などで構成しています。
三重県広域防災拠点基本構想	災害発生時の応急、復旧対策などを効果的に行うための核となる防災拠点の配置エリアなどを定めた構想のことです。
三重県市町等防災対策連絡会議	地震、風水害等に備え、市町などの防災対策の迅速かつ的確な推進を図ることを目的にして設置された連絡会議です。地震及び風水害等の情報の共有化及び住民などへの発信、現行の防災対策の検証及び市町施策などの情報交換、市町など地域防災計画の検証、防災対策の策定及び住民などへの周知を行います。三重県防災危機管理部防災対策室長、地震対策室長、各県民センター県民防災室長、市町防災主管課長・室長及び消防本部災害担当課長などで構成している会議です。
三重県防災事業推進懇話会	三重県の防災対策の諸施策について検討を行い、防災対策のより迅速かつ的確な推進を図ることを目的にして設置された懇話会です。主に三重県の防災対策の検証及び今後の進め方に関すること、地震対策及び風水害等対策のアクションプログラムに関することについて、協議・検討します。三重県防災危機管理部防災対策室長、地震対策室長、各県民センター県民防災室長、市町防災主管課長・室長及び消防本部災害担当課長などで構成している会議です。

用語	説明
三重県防災会議	災害対策基本法第14条に基づき設置されている都道府県防災会議です。会長は、法第15条第2項により三重県知事が充てられており、指定地方公共機関の長(同条第5項第1号)、陸上自衛隊第33普通科連隊長(第2号)、三重県教育長(第3号)、三重県警察本部長(第4号)、部内の職員(副知事、防災危機管理部長、県土整備部長)(第5号)、県内市町及び消防機関の長の代表(第6号)、指定公共機関又は指定地方公共機関の長(第7号)により構成されます。法に基づき、三重県地域防災計画の作成、及びその実施の推進、災害が発生した場合に情報を収集すること、災害応急対策及び災害復旧に關し、関係する指定地方行政機関・市町・指定公共機関・指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること、非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進することなどとされています。
三重県防災対策会議	地震対策ではぐくんだ「自助」「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害等その他の自然災害及びこれらの複合型災害に備え、防災対策の迅速かつ的確な推進を図ることを目的に、知事、副知事及び各部局長並びに各県民センター所長などで構成している会議です。主に防災対策の情報の共有化及び市町などへの発信、現行の防災対策の検証、地域防災計画の検証、防災対策の事業計画の策定及び検証を行います。
三重県防災対策推進条例	防災対策を総合的かつ計画的に推進するために、平成21年3月に自然災害全般を対象に「三重県地震対策推進条例」を改正した条例です。防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、被害の軽減(減災)を図るための施策の基本的な事項を定めています。
三重県ライフライン企業等連絡会議	地震などの大災害時において、三重県内のライフライン関係機関が関係自治体と連携し情報の共有化と協力関係を強化するとともに、自らの保有する人員、資機材、オープンスペースなどの有効な活用による迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的として設置している連絡会議です。主に、災害時の被害状況の一元的把握とライフラインに係る防災対策の検討と各機関の連携、ライフライン関係の防災対策の県民への広報について検討を行っています。

用語	説明
三重地震対策アクションプログラム	三重県地域防災計画の実効性を高め、地震災害に強い県土づくりを推進するため、平成14年度から18年度に県が実施する地震防災施策を体系化した行動計画です。
三重の森林づくり基本計画	環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画です。
みえ災害ボランティア支援センター	三重県内で災害が発生した場合は、三重県防災会議が作成する三重県地域防災計画に位置づけられた「県のセンター」として機能し、ボランティア関係組織や県が被災地の現地センターやその他関係団体などと連携し、ボランティアの受入体制などに関して現地のセンターが必要とする支援を行います。また、三重県外で災害が発生した場合、現地のセンターや広域支援センターなどと連絡調整のうえ、三重県内から被災地へ支援を行うボランティアに対して情報提供などの後方支援を行います。
みえ防災コーディネーター	県や市町からの要請により、平常時は地域や企業などで減災と防災力向上のための啓発活動を行い、災害時は復旧・復興活動を支援、指導する地域の防災リーダーをいいます。三重県が実施した「みえ防災コーディネーター育成講座」を一定以上履修した人で、約200人が認定されています。
ライフライン	電気・ガス・水道などの公共公益設備や電話やインターネットなどの通信設備、国内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道などの物流機関など、人々の生活を支える施設あるいは設備をいいます。

## 第6 三重風水害等対策アクションプログラム 検討専門部会委員名簿

委員（敬称略、五十音順）

飯島 義雄	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
伊藤 真理	東員町社会福祉協議会
岡田 茂	鳥羽市総務課長（市代表）
河田 恵昭	関西大学理事・環境都市工学部教授 人と防災未来センター センター長
北川 保之	三重県消防長会会长
木村 玲欧	富士常葉大学大学院環境防災学研究科准教授
葛葉 泰久	三重大学大学院生物資源学研究科教授
阪本 孝廣	気象庁津地方気象台長
谷口 繁喜	三重県消防協会会长
徳元 真一	国土交通省中部整備局三重河川国道事務所長
南部 美智代	災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長
前川 博	多気町総務課長（町代表）
脇谷 弘正	三重県警察本部警備部長
北川 貴志	三重県県土整備部長
東地 隆司	三重県防災危機管理部長